

静岡県教育委員会

議事録

令和6年度 第9回定例
8月21日（水）

静岡県教育委員会教育長 池上重弘は、

令和6年8月21日に教育委員会第9回定例会を招集した。

1 開催日時 令和6年8月21日（水） 開会 13時30分
閉会 13時49分

2 会場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 池 上 重 弘
委 員 藤 井 明
委 員 伊 東 幸 宏
委 員 小 野 澤 宏 時
委 員 天 城 真 美

事務局（説明員） 水 口 秀 樹 教育部長
塩 崎 克 幸 教育監
宮 崎 文 秀 理事（政策管理担当）
本 多 伸 治 理事（新図書館担当）
中 山 雄 二 参事（学校教育担当）
藤ヶ谷 昌 則 参事兼社会教育課長
高 林 伸 成 教育総務課長
秋 野 薫 教育政策課長
大 澤 篤 教育DX推進課長
上 原 啓 克 財務課長
内 山 成 一 教育厚生課長
横 田 恭 子 教育施設課長
戸 塚 康 史 義務教育課長
中 村 大 輔 高校教育課長
山 村 仁 特別支援教育課長
夏 目 伸 二 健康体育課長
金 嶋 克 年 新図書館整備課長
渡 邊 晃 静岡教育事務所長
堀 内 祥 行 静岡西教育事務所長
杉 山 禎 総合教育センター所長
高 橋 健 二 中央図書館長

4 その他

(1) 第11号議案は承認された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、小野澤委員にお願いする。

教 育 長： それでは審議を始める。

第 11 号議案 令和 7 年度使用教科用図書の採択

教 育 長： 第 11 号議案「令和 7 年度使用教科用図書の採択」について戸塚義務教育課長、大澤高校教育課指導監、特別支援教育課長より説明願う。

義務教育課長： <報告事項について説明>

高校教育課指導監： <報告事項について説明>

特別支援教育課長： <報告事項について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 質問が 2 つある。デジタル教科書について、特別支援教育課から説明があったが、高校と義務教育ではデジタル教科書についてはどのような状況か。

高校教育課指導監： 高校について、デジタル教科書は発行されている。100%ではないが、紙で発行されている教科書の 7 割程度は同じ内容のデジタル教科書がある。

藤 井 委 員： 内容は同じで、紙かデジタルの違いというものであるか。

高校教育課指導監： そうである。

藤 井 委 員： 実際に採択する際は紙かデジタルかを指定する必要はないのか。

高校教育課指導監： 現在の法令では、併用しなければならない。デジタルを使う場合、紙の教科書も使う必要がある。

藤 井 委 員： デジタル単独で使用することは認められていないということか。

高校教育課指導監： そうである。

藤 井 委 員： 承知した。

義務教育課長： 義務教育の状況について説明する。英語については 100%デジタル教科書が用意されている。今後、数学についても導入が予定されているが、時期は未定である。数学については 50%程度の学校への導入を目指している。

藤 井 委 員： 紙の検定教科書を採択した場合、デジタルの併用ができるものについては、学校現場で任意に使うか使わないか選択するということか。

高校教育課指導監： そのとおりである。

藤 井 委 員： 承知した。2 点目の質問である。先ほど特別支援教育課の説明で、検定教科書以外の、文部科学省が作ったもの、一般の図書の採択が現実にあったとのことだが、高校や義務教育でそのような検定教科書以外の採択はあったのか。

高校教育課指導監： 高校の場合も、資料に記載のとおり、使う人数、購入する人数が少ない学科、科目については、検定教科書がない場合があって、一般の書籍を使うことがある。

義務教育課長： 義務教育の場合、特別支援学級が該当となる。各市町が採択を行っている。基本的に特別支援学級は、下学年の教科書、文部科学省が作ったもの、一般の書籍を組み合わせ使っている。

藤 井 委 員： 義務教育については、普通学級では、検定教科書以外を使うことはないということか。

義務教育課長： ないという認識である。

教 育 長： 藤井委員の御質問に対して、紙の教科書を使わなければならない、紙の教科書を使わずにデジタル版を使うことはできないということだったと思うが、それに伴う費用についても共有したい。紙の教科書を使いデジタルも使いたいという場合、費用はデジタル版の分も費用負担が発生するということか。

高校教育課指導監： 費用負担は発生する。

教 育 長： どちらかを選んで、デジタル版だけを使うことはできないので、デジタルを使う以上、紙の費用とデジタルの費用が二重でかかる。倍かどうかはわからないが、二重にかかるということも共有したい。

藤 井 委 員： それは個人負担になるのか。

高校教育課指導監： 高校では、紙であっても個人で購入しており、デジタルも個人負担である。

教 育 長： 義務教育はどうか。

義務教育課長： 義務教育は無償である。

教 育 長： 義務教育の場合、デジタルを使う場合、紙の教科書も必要だが、紙もデジタルも無償ということでよいか。

義務教育課長： そのとおりで、費用はかからない。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 第 11 号議案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第 11 号議案について、原案のとおり可決する。

教 育 長： 以上で、本定例会の議事は全て終了した。

これをもって、令和 6 年度第 9 回教育委員会定例会を閉会とする。